

ひとり親家庭入学支度金について

伯耆町では、ひとり親家庭等を対象に入学支度金を支給いたします。要件に該当する方は、手続きを行ってください。

1. 支給対象者及び支給額

○対象者は、平成19年4月に小・中学校に入学した児童を養育されている保護者で、次の①または②に該当する方（平成17年中の所得税が課税の方、生活保護世帯を除く）

- ①母子・父子家庭の保護者
- ②父母のいない児童を養育している方

○児童一人につき10,000円

2. 手続き時にご持参していただくもの

・印鑑、口座番号のわかるもの
※手続きに必要な書類に関しましては、総合福祉課福祉支援室及び分庁舎総合窓口室に用意しております。

3. 手続き期限

平成19年5月11日（金）まで

4. 手続き窓口

伯耆町役場 本庁舎 総合福祉課福祉支援室
分庁舎 分庁統括課総合窓口室

【問い合わせ先】総合福祉課 福祉支援室 ☎ 68-5534

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

（現行）	→	（改正）
第1子、第2子 月額5千円	→	月額1万円（倍増）
第3子以降 月額1万円	→	月額1万円（現行どおり）

〈3歳以上（現行どおり）〉

第1子、第2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円

施行日：平成19年4月1日（拡充後の最初の支給月 平成19年6月）

※今回の改正では、特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

【問い合わせ先】総合福祉課 福祉支援室 ☎ 68-5534

まちのわだい

日く好日

みんなで大山を
きれいに



▲大山をきれいにしました

四月十五日、大山春の一斉清掃が樹水高原周辺で行われました。当日は、天候にも恵まれ、町内外の事業所や団体から約百名の方々が参加され、清掃作業に汗を流しました。

三月二十二日、鳥取県スポーツ少年団表彰式が鳥取県庁で行われました。スポーツ振興への活動、指導者や役員としての尽力が認められ、徳永百合さん（伯耆バレーボールクラブ指導員）が鳥取県スポーツ少年団顕彰表彰を受賞されました。徳永さんは、昭和五十四年の岸本町スポーツ少年団発足と同時に公認スポーツ指導者となられ、バレーボールの指導を通して、青少年の健全育成に大きく貢献されるとともに、鳥取県スポーツ少年団指導者協議会の理事に就任されるなど、鳥取県のスポーツ少年団活動の発展に尽力されておられます。



▲徳永百合さん

鳥取県スポーツ少年団顕彰表彰

献血ご協力ありがとうございます。

4月5日、伯耆町役場で献血功労者の後藤定雄さんに町長から感謝状が伝達されました。

後藤さんは、昭和42年から50回以上に渡り献血を行っておられ、その功労を称えられて、鳥取県赤十字血液センターから表彰されました。

伝達後「これからも元気の限り献血を続け、地域社会に貢献したい」と笑顔で抱負を語っておられました。



▲町長から感謝状を伝達

通学路の見守りに感謝
学校安全ボランティアに感謝

三月十七日、伯耆ニュータウン公民館で、自治会と子供たちが、登下校時にお世話になっている学校安全ボランティアの方々に招待し、お礼の会が開かれました。子供たちから、一年間の感謝の言葉とともに手作りの感謝状が贈られるとボランティアの方々から



▲いつもありがとうございます

子供たちへ温かく心強い言葉をいただきました。